

三好市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三好市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条の定めに基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) その他会長が必要と認めた者

(報酬)

第3条 報酬支給対象役員並びに報酬の額は、別表1のとおりとする。

- 2 役員等の報酬は、職員の給与支給の例により支給する。
- 3 就任並びに退任した月の報酬は、日割り計算による算出額を支給する。
- 4 前各号の規程に関わらず、地方公共団体職員（特別職を含む）及び本会職員には、この規程に定める報酬は支給しないものとする。

(費用弁償)

第4条 役員等が、理事会並びに評議員会等法人の運営上、必要な会議に出席したときは、行政関係職員（特別職を含む）及び本会職員を除く者に限り、費用弁償として会議1回あたり別表2に定める額を支払うものとする。

- 2 費用弁償の支払方法は、職務を遂行した日の属する月の末日までの分を、翌月15日に支給する。
- 3 費用弁償は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 4 役員等が法人の職務を行うために出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。役員等の旅費については、本会役員旅費規程に準じて支給する。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成31年1月18日から施行する。
- 2 社会福祉法人三好市社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程(平成18年3月1日施行)、並びに社会福祉法人三好市社会福祉協議会役員等の報酬に関する規程(平成21年4月1日施行)は、この規程の施行日をもって廃止する。

別表1 (第3条関係)

区 分	報酬の額	備 考
会 長	月額 50,000円	

別表2 (第4条関係)

区分		金額(円)
1	招集地からの距離が 片道5km未満の区域内に居住する役員等	2,000
2	招集地からの距離が 片道5km以上10km未満の区域に居住する役員等	2,500
3	招集地からの距離が 片道10km以上15km未満の区域に居住する役員等	3,000
4	招集地からの距離が 片道15km以上20km未満の区域に居住する役員等	3,500
5	招集地からの距離が 片道20km以上25km未満の区域に居住する役員等	4,000
6	招集地からの距離が 片道25km以上30km未満の区域に居住する役員等	4,500
7	招集地からの距離が 片道30km以上35km未満の区域に居住する役員等	5,000
8	招集地からの距離が 片道35km以上40km未満の区域に居住する役員等	5,500
9	招集地からの距離が 片道40km以上の区域に居住する役員等	6,000